

# 平成27年12月甲良町議会定例会会議録

平成27年12月14日（月曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期の延長について  
第3 議案第52号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
第4 議案第56号 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例  
第5 議案第57号 平成27年度甲良町一般会計補正予算（第4号）  
第6 議案第58号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第7 議案第59号 平成27年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
第8 議案第61号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
第9 意見書第2号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書（案）

## ◎会議に出席した議員（11名）

1番	山田裕康	2番	阪東佐智男
3番	野瀬欣廣	4番	西川誠一
5番	濱野圭市	6番	丸山光雄
7番	木村修	8番	藤堂一彦
9番	丸山恵二	10番	金澤博
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
総務課長	中川愛博	教育次長	山本昇
税務課長	上田和光	産業課長	若林嘉昭
住民課長	山田禎夫	建設水道課長	北坂仁

総務課参事 宮 川 哲 郎  
企画監理課長 中 川 雅 博  
人権課長 陌 間 守  
保健福祉課長 米 田 志保子

学校教育課長 藤 村 善 信  
社会教育課長 川 嶋 幸 泰  
会計管理者 寺 川 貴代美

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌 間 忍 書 記 山 崎 志保美

(午前 9時00分 開会)

○西川議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達しておりますので、平成27年12月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 丸山恵二議員および10番 金澤議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の延長についてを議題といたします。

お諮りします。

プレミアム付商品券交付事業調査特別委員会の調査が現在も継続されているため、本定例会の会期を12月21日まで、7日間延長いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月21日まで7日間延長することに決定いたしました。

これより、町長の追加提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、何かとお忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、追加提案させていただきます案件、1件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第61号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とします。

○西川議長 次に、日程第3 議案第52号を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 西澤です。反対討論です。そもそも国民健康保険税の値上げについて、今現在でも滞納の問題は非常に深刻な状況です。値上げをすればさらにその深刻な状況に輪をかけていくという状況になります。

そして、もう一つは国の責任です。私たちは、国が国庫支出を渋ったこと、減額したこと、これが地方に大変影響を与え、苦しい財政運営になっていま

す。だからといって、町民の皆さんに負担を強いる、これは好ましくない、私たちは賛成しかねます。

そして、もう一つ、今、プレミアム問題で町長の政治姿勢が問われています。特別委員会で町長は自分が5冊購入したことについて、これもまだ疑惑の途中でありますけれども、そのことについて町民への思いを致さなかった、こういうように特別委員会でも述べておられます。そういう町長が自分の懐はしっかり増やす、しかし、町民には大きな負担を強いている。このことに全く平気であることについて驚きを禁じ得ません。そういう点では、この条例改正は否決をして当然だというように思いますし、町長の政治姿勢そのもの、基本姿勢そのものを問い直すという大事な機会だと思しますので、反対討論といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

6番 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 プレミアム問題では、町長をはじめ議長が、町民に有利な方にできているせっかくのプレミアム商品券を買い占めたりするということは、町民には応分の負担がかかるということで、もっと町民第一を考えた行政をやってほしいと思いますので、これに対しては反対討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、議案第52号は否決されました。

次に、日程第4 議案第56号を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。本条例は、甲良町がマイナンバー制度を独自に利用するため準備する制度だと説明がありました。これに基づく個人番号カードを所持することは義務でもありません。また、持っていないことで、従来どおりの手続きができなくなるものでもありません。今、個人情報流出、漏えいは後を絶たず、個人番号カードを所持、持ち歩くこと自体に危険と不安がつきまっています。今回、プレミアム商品券問題の解明のために

資料提出を求めると、個人情報保護を盾に拒む北川町政が個人情報の流出の危険がある個人番号制の導入には全く頓着しないことに不信が募ります。筋が通りません。条例は、福祉全般、介護保険など町行政の手続き全般にわたるマイナンバーの記入を想定しているものであり、急いで制定する必要がないものであり、反対討論といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、議案第56号は否決されました。

次に、日程第5 議案第57号を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 一般会計の補正という範囲です。しかし、説明の中にはさまざまな問題点が含まれています。その1つは、南部工業団地です。南部工業団地は、大林組から寄贈を受けた土地の利用をめぐって、そこに呼び込みの工業団地を造成し、そして、企業を誘致するということでもあります。しかし、この計画は今回、予算に計上されていることを入り口として、12億を超える事業計画が、これは民間に委託をするといっても、ライフライン、そして基本的な面整備、上下水道の整備など道路の取り付け道路、導入道路、こういうことは全部、町の負担という説明がありました。とんでもありません。

南部工業団地を造成して、人口が増加する、この一直線につながるわけではありません。甲良町の人口減少は、ただ単に工場を誘致するだけで前進、改善するものではありません。住みやすく、そして誰もが安心してここに暮らしていける、このサポートの諸制度、これを一つ一つ充実させていくこと以外にないんです。そういう点では、この南部工業団地も突然、出されてきたことでもありますし、補正予算の中にあらわれている金額そのものは大変小さいです。しかし、その小さい金額も民間に委託をするということから始まって、どんどんと進んでいく、このことも明らかであります。そういう点では、この問題が含まれている補正予算を賛成するわけにはいきません。

そして今、問題になっているプレミアム問題での私たちの立場は、北川町

政が本当にこの問題を通じて、町民の側を向いて仕事をしているのか、こういうことが問われて、そうではない状況が噴出をしてきた問題であります。たまたまプレミアム問題で表面化してきましたが、特別委員会の審議、協議、そして調査を通じて、本当に町民のことを考えながら日々、甲良町、北川町政が仕事に励んでくれているのかと。現場のそれぞれの分野で真摯に活動をして、町民の暮らしを支える、そして福祉を支える、さまざまな上下水道などの事業を担当している職員から見れば、本当に心苦しいところであります。そういう点でも、この問題とも関連をして、南部工業団地そのものについても住民合意がありません。そういう点では反対せざるを得ませんし、その問題をさらにきちっと住民合意が進められるように、そして、人口増というならば、人口増のさまざまなプログラムを出してくるべきでありますし、この補正予算の中にもその一部があらわれて普通であります。そういう点で反対討論をいたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、議案第57号は否決されました。

次に、日程第6 議案第58号を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 この下水道の特別会計については、補正予算の範囲で問題がなしというように私たちは理解しております。ですから、賛成といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第58号は可決されました。

次に、日程第7 議案第59号を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第8 議案第61号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第61号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年12月14日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第61号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部についてご説明申し上げます。

めくっていただきまして、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというので、付則中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加えるということで、5項といたしまして、町長の受ける平成28年1月1日から平成28年3月31日までの給料月額別表の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額から、その給料月額の100分の50に相当する額を減じた額とする。

付則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行するというので、町長の給料を1月分から3カ月間、2分の1に減額するという条例でございます。町長の意向から提案とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

1 1 番 西澤議員。

○西澤議員 3点、お尋ねいたします。

1つは、開会の冒頭の町長の挨拶の中で、この減額の条例提出がされることが表明されました。しかし、その提案の理由、町長として真摯に、これは本会議です、その場で町民の皆さんに多大なご迷惑をおかけしている、この一言もありませんでした。こういう気持ちから出されたのかどうか、これが1つです。

それから、3カ月の5割です。町長の任期までずっと22カ月あります。そのうちの3カ月です。これは、町民におわびする姿勢を示したものではないと考えますが、どうでしょうか。

そして、3つ目は、会期は21日まで延びることになりました。会期延長が決まりました。ですから、この減額条例、5割を3カ月、こういうことではなくて、22カ月のうちほとんどを減額の期間にする、ないしは8割、9割をカットする、こういう姿勢で臨む必要があると思いますが、その提出のし直しがあるかどうかお尋ねします。

○西川議長 町長。

○北川町長 西澤議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、本日、61号で提案をさせていただきました。私の減額の条例改正でございます。冒頭には詳しく減額の理由を述べさせていただくのではなく、質疑がございますので、その中でお話をさせていただこうという思いもあって、提案理由は簡素化をさせていただいたというようなことでございます。

今までにも何回も申し上げておりますとおり、今回のプレミアム商品券については、私の軽率な行動が多大な迷惑をかけたことに対して、マスコミの皆さんの報道を通じて町民の皆さんにおわびを申し上げたいと思います。本当に申しわけございませんでした。職員の中での内部調整の中で、周知徹底ができていなかったというようなこともありましたので、そのことも併せて行政不信を抱くことにもなったのではないかとということも含めて、併せておわびを申し上げます。そういうことございまして、1番の減額の中でのことは先ほど言いましたとおりでございます。

それと2番目に、3カ月については、今回のことに関しましては、本来、職員の実績や、あるいはいろいろなもろもろのことがあって、処分対象というのは大体10%を1カ月あるいは2カ月というような形で自分自身も処分をした経緯がございますが、今回については特に町民の皆さんにもご迷惑をおかけしたということから、私なりに自分自身に厳しくということで、50%

の減額というようなことを3カ月間させていただくことによって、ご理解をいただけたらいいのかなというような思いで判断をさせていただきました。議員のそういう意見も今後は考えながら、また検討もしていきたいと思っております。

それと、会期の21日までの中で、2分の1、3カ月だけでええのかというのが今、申し上げましたとおりでございます。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 大変納得できない町長の回答です。それは、尋ねられたら説明しようと、質疑があるのでというわけでしょ。尋ねられなかったら、おわびの表明なしですよ。そういうことを考えていたのかという点で、大変がっかり、さらにがっかりするところなんですよね。

そういう点では、これはお金の問題じゃないでしょ、問われているのは。政治姿勢が問われているんです。そういう点では、減額をして、町に金額上のご迷惑をかけたということではありません。ですから、町民の皆さんにそのプレミアム問題、それぞれ私と町長の間では政治的な立場や政策上の立場が違います。けれども、プレミアム問題で示された、町長が買ってはならないのに手を出して、その後ずっと黙っていた。そして、マスコミを通じてと言われました。マスコミの報道がなかったとしても、申しわけないという気持ちになって当然だというように思うんです。そういう点では、金銭で済むという考えではないというように思いますが、再度そのことと、3点目に言いました、出し直しをするというのは、3カ月、50%ではなくて、そういうもっと厳しい、つまり自分に厳しいと言われました、その厳しさを金額と期間であらわすべきだと考えますが、どうでしょうか。

○西川議長 町長。

○北川町長 議員のおっしゃることはよくわかります。私も今回は大変軽率な行動で、皆さんに随分とご迷惑をおかけしたということに対して申しわけない思いでいっぱいあります。ですから、そのことについては謙虚に反省もさせていただいております。今後もそういうつもりで取り組んでいきたいと思っております。

減額の額については、私なりに判断をさせていただいて、思い切った判断をして、先ほども言いましたが、自分に厳しくそういう形でとらせていただいたというようなことでございます。

○西川議長 ほかにありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 10番 金澤です。町の最高責任者、命令権者、施行権者として、監督、指揮をせねばならない立場に、職員のやってはならない不正販売を勝

手な解釈で見逃し、自身も不正購入したことは紛れもない事実であるにもかかわらず、その行為をよく理解していなかった。購入したことは軽薄だったと白々しく語り、支持者がいるので頑張ると、事の重大さを何ら感じず、まるで町民をばかにしたかのごとく述べ、少々責任を感じるので報酬を3カ月分半額返上すると、まるでお茶を濁したようなことを提案したが、こんなことで責任をとったと思っているのか。甲良町の常識、日本の常識として町民に謝罪をして、辞職することが至極、当然のことと私は思うがどうか。これが1点。

2点目は、テレビ報道では悪びれることもなく、至極、当然のごとく100グラム860円の肉を孫がぱくぱく食べたと話していたが、町民をばかにするのほどもある。こんな人が町長をやって情けないわ、甲良町の恥や、早く辞めてほしいと話をしてくれる人が沢山います。大半の町民が信頼を裏切っておいて、町政運営はうまくいくはずがない、もう八方ふさがり、町長は即刻辞めるべき、そしてまた、県や国も当委員会を注目していると思います。最悪の結論が出るまでに、町長は身を引かれてはいかがかと思いますが、どうですか。

○西川議長 町長。

○北川町長 金澤議員からも厳しい質問をいただいております。十分、金澤議員の言われていることは理解もしておりますし、反省もしております。町民の皆さんには、本当に申しわけないという思いでいっぱいでございます。それと、テレビ報道がいろいろとされました。私の失言が余計に信頼を損なうというようなことにもなりました。そういうことも含めて、しっかり反省をし、今後、行政の責任回復に向けて取り組んでいきたいとも思っております。

○西川議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 今日、出されてきて、そして、賛成、反対を検討しなければなりません。暫時、時間をいただいて、この微妙なところですが、その点で検討時間をおくために、暫時休憩をお願いします。

○西川議長 西澤議員の休憩動議に賛成者はありますか。

(「はい」の声あり)

○西川議長 賛成者がいますので、動議は成立しました。

ただいまの休憩動議についてお諮りします。

ここで休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 ご異議がありませんので、ここで休憩いたします。

(午前 9時28分 休憩)

(午前 9時45分 再開)

○西川議長 休憩前に続き、再開します。

討論はありませんか。

藤堂議員。

○藤堂議員 私は、この条例案に対して反対したいと思います。今回のこのプレミアム商品券については、行政内部の交付要綱についての協議、周知徹底をしていなかったこと、販売ビラのチェックの不備が大きな要因だと思います。それに加えて、町長の消費喚起が目的であるが、生活支援事業の部分の配慮が欠けていたことで、軽率な行動は町のトップとしての責任を負うことになると思います。しかし、これは12月4日の本会議でも町長はそういう発言をされ、今ここに訂正の条例が出ました。こうした前例をつくることはいかなるものかなと思っております。今、出ている条例案は大きな減給処分であり、責任の重さから10%程度で3カ月ぐらいが妥当ではないかと、そういう思いでおります。

ですから、再度、条例を変更し、提出されることを求めて私は反対いたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

5番 濱野議員。

○濱野議員 5番 濱野でございます。大変決議が難しい議案かなと思っております。賛成していいのか、反対していいのか。私は最近、本当に行くところどころで、町内外の人からいろんな人にひんしゆくを買っております。それは、当然プレミアム商品券を巡っての話でございます。それぞれの方がいろんなとり方があろうかと思いますが、本当に県外にも全国的にも甲良町の信頼、信用が失墜をされております。この状態でなかなか行政運営を続けるのは、私は大変難しい話かなと思っております。今、北川町政、約6年近く一生懸命、運営をされてこられました。本当にこれから先、汚い水で何ぼ洗剤を入れて洗濯しても、私はきれいにはならないと思います。町民もおそらくほとんどの方がそのように思っておられるんじゃないかなと思っております。

ただ、先ほど来、西澤議員からも話ございましたが、お金で済む話でもございません。けど、最低限度、今このような減給というような部分での議案が提出されました。下げるということに対しては賛成せざるを得ないのかなど。けど、期限とか、そしていろんな政治的な反省がそれだけで済む話でもない。先ほど藤堂議員は逆の立場の話ございましたが、重いのではないかと、私は軽いのではないかと、そのように思っているわけでございます。

先般もある職員の方に聞き取りをさせていただきました。まだいまだに町

長から50万預かったのか、5万預かったのかもわからない。そのような回答でございました。まだまだ明確な答えは出ていないように思っております。とりわけ、今のところはと、そういう言い方が適切ではないかも知れませんが、減額をされることに対しての議案については、私は賛成というような形で討論をさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

10番 金澤議員。

○金澤議員 私は、先ほど町長に質疑したんですけれども、その中で辞職という言葉が少しも出ませんでした。しかし、自ら減額といってるものを反対するわけにもいきません。そして、この問題はこれで終わるわけにもいきませんので、町長の申し出にはやはり賛成をしないと、そういう思いで賛成討論といたします。これで終わらせない。

○西川議長 ほかにありませんか。

3番 野瀬議員。

○野瀬議員 3番 野瀬でございます。私も内容的に非常に迷っております。3カ月分半額で返上するという事で、先ほど金澤議員からもありましたけれども、お茶を濁したような回答であると。過去にさかのぼりますと、昨年のふるさと納税、ここでお米のお返しをするときに、本来、公平、公正であるべきなのが、公平さを欠いた集荷であったというところもございます。そして、先ほど話がありましたように、南部工業団地の話、そして道の駅の別棟の話、防災センターの話、これ全て議会に対してまともな話をせずに町が独自に進めてきた内容であります。議会軽視甚だしいということが言えると思います。先ほども濱野議員からありましたけれども、半額というところで議案が出ているのに、これに対してもし否決するとなるとゼロになっちゃうということに対しては、ちょっと問題があると思いますので、残念ながらということにはなるんですけれども、賛成したいと思います。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

1番 山田議員。

○山田議員 1番 山田です。この件に関しまして、私も町長の姿勢からいって、3カ月は全くこれではいけないということの思いでいっぱいあります。やはり、反省をしていることはもう全然、僕はおかしいと思いますが、3カ月間減給に対しては賛成といたしますが、3カ月間、半額ということに対してはやっぱり反対という意見でいっぱいですが、この件に関しては賛成といたします。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 本当に判断の難しい議案だと思っています。しかも、本会議、それぞれ5人が一般質問を行いました。そして、そのうちの4人は町長の政治姿勢を、このプレミアム問題で問うた質問がありました。そのときにも本当に真摯に受けとめるというようになっていません。そして、もともとは9月5日、プレミアム問題が表面化したときの質問に、町長は本当に真摯に、軽率であつたらそのときで、軽率で申しわけなかったというように言えるはずであります。誠実な態度が見られません。そして、回答を直接求めたことが、本会議を除きますと、3回あります。ですから、本会議やそれ以外のところでの質問状などを入れますと、5回、町長は答える機会があつたんです。

ところが、最後になって「職員に依頼して5冊を購入した」と、そして、最初はどんな回答だったか、「大量購入、そんな事実はありません」。大量をどこに置くかの基準で、大量と思っていないから言わなかったと、とんでもありませんよね。そして、問題が発覚して、そしてチラシと違う販売方法がわかったとき、これは大変だと、大変なことになるという受けとめ方をしなかったこと自体が、北川町長の基本姿勢を示しているというように思います。

そういう点では、お金で済む問題じゃない、減額で済まそうとしているところに私はさらにがっかりをしたんです。しかも、5割、3カ月。しかもそれは、この間の12月4日の私の一般質問に応じて減額を検討するというので、今日、出されました。そういう点では、みずから自分の政治姿勢をただす、そして、町民の信頼を回復させようという姿勢があらわれていない証拠だと私は思います。だからこそ、3カ月、5割で済ませているんです。何となあと言われるためには、1年以上、7割、8割で私は当然だと思います。

確かに、藤堂議員が言われるように、小さな問題かもしれませんが。大きな300を超える事業のうちのプレミアム事業はほんの一部です。しかし、その一部は町民に喜んでもらおうということで立案をしたやつです。国の制度は大変不十分だし、限定的だし、消費税の減額をすればもっとももっとちゃんと町民の懐を温めることになります。しかし、その部分的なところでも、国会では私たち、プレミアムの商品券、限定的ながら賛成をしています。私たち、甲良町の議員団もこの事業は賛成させてもらいました。ところが、でき上がった計画は、全く議会に報告をされません。論議をする機会もつくっていただけませんでした。そして、チラシを見るだけです、議員も。そのチラシを受け取った人は誰もが1人2冊までしか買えないなと思って見るんですよ。ところが、町長はチラシも正確には見ていないと言う。ところが、自分は進んで職員を使って買いに行かせる。その5冊、5万というのも、仲介をされた方、売った方も断言はできない、覚えていないの繰り返しです。です

から、最初に私たちの耳に入ってきた、家族も入れて60万、町長は50万ではないのかという疑いはさらに強まっています。今、隠しに隠して言えないのかもわかりません。しかし、問題が表面化した時点で、きちんとこういう事情でした、軽率でした、私は買ってしまいましたということを議会や特別委員会で回答していただければ済んだ問題です。確かに済まない問題もあるでしょう。だけでも、こんだけ大きく混乱をさせてきた。町民の中には販売方法が大変ずさんだったために、1冊も買っていない人、1冊しか買わなかった人、2冊を守った人と10万買えたわ、20万、私買えたわと会話になっているんですよ。町の行為によって、町民の方々が本当に対立をあおられ、分断をされ、そして、何かあの人はええめしたわなとなっています。町民には本当に全く責任はありません。

だから、そういう点では町長の姿勢の大転換が必要だと思います。その大転換を示すには、減給ではありません。他の議員さんが言うておられるように、みずから身を引いて、そして、町民に信頼を回復するなら、その信を問うてもう一遍やりなさいという結論が出たらやり直すのが、政治家の姿勢ではないでしょうか。それをつくづく私は思います。そういう点では、町長が今まで頑張ってこられたこともあります。しかし、この1つで踏み外して、一線を越えてはならないことをやっちゃって、みんなにわかってしまったんです。ですから、そういう点から見たら、その身の処し方はもっと潔癖でなくてはならないと私は思っています。そういうところを示す上で、先ほど質問で、会期は21日、もう一度、出し直しをして、期間の3カ月というのは短過ぎること、5割についても少な過ぎること、それを示して、町民の皆さんに示すならば、またそれはそれで町民の反応は違うでしょう。しかし、他の議員さんが言われているように、本当に行政に対する信頼を失ってしまっています。そのことを十分に考えていただきたいというように討論としてお願いしておきたいと思います。

議案としては、減額になっていますので、減額、これを受けとめて賛成といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

9番 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 私も今、非常に難しい議案とか、急なことで何でしたが、とりあえず今、町長の判断としては減額という答えが出ましたので、この意見には賛成をしたいと思います。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。  
お諮りします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 到着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第61号は可決されました。

次に、日程第9 意見書第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第2号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書（案）。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成27年12月14日。

甲良町議会議長様。

提出者。

甲良町議会議員 西澤議員。

賛成者。

同じく丸山光雄議員。

○西川議長 本意見書については、西澤議員から提出されていますので、西澤議員、提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 提案説明をさせていただく前に、請願が可決されたことに大変感謝の言葉を述べたいと思います。請願団体に報告をさせていただきました。すると、21年ぶりの、県下では2例目だというお話でした。そして、全国では402件、甲良町が加わりますと403件ということの報告をいただいています。そして、早速この治安維持法の国家賠償を求める請願が可決したこと、これは全国に発信をされました。今、遠い親戚もプレミアム問題で、甲良町、大変やなど、おかしいことが起きたんやなどという反応です。同時に、良識を示す議員がいてる、そして、このことを待っている町民がいてるということを示した点でも大変歓迎をされています。そのことについて、本当に感謝を申し上げます。

意見書の朗読をさせていただきます。

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書（案）。

請願書よりも半分ほどの文に要約をさせていただきました。必要な部分だ

けを抜粋させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

1925年（大正14年）に制定され、その後改悪された治安維持法は、自由と民主主義、平和を求める全ての結社や個人の言論と運動を犯罪とし、死刑を含む重罰に処することによって、国民の目、耳、口を塞いで、国民を侵略戦争に駆り立てるための悪法であった。

治安維持法は、敗戦とともに廃止されたが、廃止までの20年余で逮捕された者は数十万人に上り、検挙者数6万8,274人、拷問により虐殺された者は93人、獄死した者は400人余に上っている。滋賀県下だけでもわかっているだけで68人に及んでいる。

ドイツでは、戦争及び人道に反する罪に対する時効不適用条約に基づいて、ナチスが行った数々の行為にかかわる戦犯を追及し、その被害者には国内外を問わず、謝罪を繰り返し、被害補償を行っている。アメリカ政府は、上記条約を批准していないが、戦争中の日系人強制収容については、謝罪と賠償を行っている。

治安維持法制定以来、今年で90年を経過するが、犠牲者もそれぞれ高齢に達していることに鑑み、一刻も早く、①国が治安維持法は悪法であったことを認めること、②国が治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと、③国が治安維持法による犠牲者の実態を調査し、その内容を公表することなどを内容とする治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定をすることを求め、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年12月14日。

提出先は、記入のとおりです。

滋賀県甲良町議会議長、西川誠一。

この文案になっています。

今、安倍内閣は自民党、公明党の政権です。しかし、従来の自民党の保守的な、また穏健な政治手法ではありません。これは、自民党の幹部を歴々と経験をした人が危険性を指摘しています。そして、今年の9月18日に、戦争ができる法律、安保法制を強行して可決させました。これは、遠い話ではなくて、南スーダンの事件、そして、ISによる空爆、これはアメリカがやり、そしてイギリスが参加し、そして、ドイツまでも参加するという状態になって、アメリカが日本を誘い込む、つまり、手伝ってほしいという危険性はますます高まっています。それとは直接には関連しませんが、戦争を起こしたことについて真摯に国家として反省をする表明を、この犠牲者、つまり、戦争はあかん、戦争はだめとって言論をしたり、運動をした人を投獄し、また、このように検挙してきたことについて反省をする、そして、国家賠償をきちっと行うという中身です。そういう点では、大変平和を維持する世論

の1つ、小さな世論かと思えますけども、世論をつくる1つだと思えますので、ぜひとも皆さんの賛同をいただきたい、切にお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

7番 木村議員。

○木村議員 7番 木村です。前回の、いわゆる請願のときに私は反対をしていた議案なんですけど、今、西澤議員が丁寧に説明してくださったことと、それから、前後しますけど、前回の請願のときに、歴代の日本政府が云々というくだりがありました。だから、歴代の日本政府というと、自民党政権がほとんどだったと思うので、ちょっと自民党ということが頭によぎりましたので、あのときは反対をさせていただきましたが、再度繰り返しますが、今、西澤議員の説明に共感する部分があるので、今回は賛成とさせていただきますと思います。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第2号を採決いたします。

お諮りします。本意見書は関係機関に提出することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、意見書第2号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時10分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 西 川 誠 一

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 金 澤 博